

# 特定洛南【運営規程】

## (特定施設入居者生活介護等)

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都府社会福祉事業団が設置運営する特定洛南（以下「事業所」という）が行う、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、計画作成者等（以下「従事者」という）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者またはその家族と充分協議したうえで特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を作成し、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切かつ円滑に介護サービス及び介護予防サービスを提供するものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に資するよう努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特定洛南（京都府立洛南寮養護老人ホーム）
- (2) 所在地 京都府京田辺市大住仲ノ谷14-1

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

#### 第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務） 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名（常勤兼務） 利用者及び家族への生活相談及び緊急時の対応に当たる。
- (3) 介護職員 9名以上（常勤換算：養護老人ホーム支援員） 利用者の日常生活の支援・介護、安否確認を行う。
- (4) 計画作成担当者（介護支援専門員）1名（常勤兼務1名） 利用者の特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成、モニタリング等を行う。
- (5) 看護職員 2名（常勤兼務）  
利用者の健康管理及び必要な処置・看護を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名（常勤専従）  
利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

(1) 定員：100名

(2) 居室：準個室92室(和室14室・洋室78室) 二人洋室4室

(利用料その他の費用の額)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、利用料の1割又は2割の額とする。

2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に利用契約書により説明をした上で、同意する旨、署名(記名押印)を受けることとする。

(援助の方針)

第7条 事業所は、利用者の要介護状態・要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう、特定施設・介護予防特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮して日常生活に必要な援助を行う。

2 事業所は、サービスの提供にあたって、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、援助する上で必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

3 事業所は、利用の援助にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わない。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、本人または家族等にあらかじめ文書による同意を得るものとする。

4 事業所は身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(利用者の支援内容等)

第8条 事業所は常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 事業所の計画作成担当者は、利用者の有する能力、おかれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活営むことができるよう支援する。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 管理者を委員長とし、虐待防止に係る責任者とする。

- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (4) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - (5) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。
  - 3 事業所は、身体拘束適正化委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に開催する。また採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施する。

#### （居室の変更）

第10条 利用者は、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる。

- (1) 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき。
  - (2) 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をする上で、著しい支障があるとき。
  - (3) より適切なサービス提供をする上で、他の利用者との関係が日常生活を送るのに著しい支障があるとき。
  - (4) その他、既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき。
- 2 事業の提供に著しい支障があるとき、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができる。

#### （居室移動に係る費用負担）

第11条 当該利用者の希望により居室移動をした場合は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなければならないものとし、その費用は利用者の負担とする。

#### （利用に当たっての留意事項）

第12条 利用に当たって利用者は、次の各号を遵守する。

- (1) 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外は居室含み禁煙とする。
- (2) 飲酒は、事業所内の各居室内とする。但し、利用者本人の疾病又は健康管理上、禁酒の可否がある場合には主治医及び事業所看護職員の助言指導によるものとする。
- (3) 利用者は、事業所内の清潔、整理整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。
- (4) 面会は、面会簿に記入して、原則として面会室で行うこととする。居室での面会を希望する場合は職員に申し出て隣室の方の迷惑とならないように配慮すること。
- (5) 外出先が、京田辺市以外の場合、または外泊の場合は事前に外出・泊証に記入して職員に申し出ることとする。
- (6) 家具や電気製品は基本的には備え付けのものを使用し、個人で持ち込みの希望者には、その都度相談することとする。

(禁止行為)

第13条 利用者は、事業所内で次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 宗教及び信条の相違等で他人を攻撃したり、または自己の利益のために他人の自由を侵害すること。
- (2) けんか、口論、飲酒、喫煙等で他人に迷惑をかけること。
- (3) 事業所の秩序及び風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いる、または喫煙すること。
- (5) 故意に事業所の設備備品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第14条 事業所は、利用者の病態に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用者の家族、主治医等に連絡を行うとともに、必要に応じて諸関係機関と連携を図る等、必要な措置を講じるものとする。

(感染症対策)

事業所は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（保健委員会と兼ねる。テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について介護職員その他職員に対し、周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 施設において、介護職員その他職員に対し、感染症及び食中毒の予防ならびにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- (4) 感染症及び災害の業務継続計画を策定します。

(非常災害対策)

第15条 管理者は、非常災害に備え、設備の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の際の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(苦情対応)

第16条 事業所は、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。

2 事業所は、利用者が苦情の申し立てを行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをしてはならない。

(従業者の質の確保)

事業所は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者

その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」「洛南寮個人情報保護処理要領」に基づき適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護・支援サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人等の了解を得るものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(記録の整備)

第19条 事業所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 身体拘束の記録・苦情の内容等の記録

(4) 事故発生時の事故の状況及び事故に際しての処置等の記録

(その他の運営についての留意事項)

第20条 事業所は、従業者等の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 従業者は、介護保険関係法令及び別に定める社会福祉法人京都府社会福祉事業団諸規程を遵守する。

5 事業所の運営にあたっては、地域との交流に努める。

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態・要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(協力医療機関等)

第22条 事業所は入院治療及び通院治療等を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関並びに協力歯科医療機関を定めておく。

(その他)

第23条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人京都府社会福祉事業団と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。  
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成23年11月 1日から施行する。  
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成25年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成26年11月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成28年 1月25日から施行する。  
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成28年12月 1日から施行する。

#### 附則（特定施設類型を外部型から一般型に変更）

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。  
この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和3年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和4年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和5年 4月 1日から施行する。  
この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。

